



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年11月2日火曜日 第1606号

◇ 目 次 ◇ 告 示

町村等と愛媛県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約（2件）.....	1107
指定養育医療機関の辞退.....	1107
指定居宅支援事業者の指定（5件）.....	1107
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧.....	1109
愛媛県建設工事請負業者選定要領の一部改正.....	1109
愛媛県普通河川管理条例に基づく認定河川の廃止.....	1116
道路の供用開始（県道広田双海線）.....	1116
道路の区域変更（県道長浜保内線）.....	1116
道路の供用開始（"）.....	1116
道路の区域変更（県道肱川公園線）.....	1117
道路の供用開始（"）.....	1117
道路の供用開始（県道蔭淵下波線）.....	1117
道路の区域変更（県道猿鳴平城線）.....	1118
道路の供用開始（"）.....	1118
開発行為に関する工事の完了.....	1118

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....1118
 平成17年度及び平成18年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等.....1118

正 誤

平成16年10月22日付け第1603号愛媛県教育委員会告示第15号
 （平成17年度愛媛県立高等学校入学者選抜実施要項）中.....1124

告 示

○愛媛県告示第2216号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、次のように規約を定め、上島町公平委員会の事務の委託を受けた。

平成16年11月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

上島町と愛媛県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、上島町（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を愛媛県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は

、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他の必要な事項）

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成16年10月1日から施行する。

○愛媛県告示第2217号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、次のように規約を定め、愛南町公平委員会の事務の委託を受けた。

平成16年11月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛南町と愛媛県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

（公平委員会の事務の委託）

第1条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第7条第4項の規定に基づき、愛南町（以下「甲」という。）は、同法第8条第2項に規定する公平委員会の事務を愛媛県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第2条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他の必要な事項）

第3条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に關し必要な事項は、甲と乙とが協議して定める。

附 則

この規約は、平成16年10月1日から施行する。

○愛媛県告示第2218号

母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第6項において準用する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9第6項の規定により、指定養育医療機関から次のとおりその指定を辞退する旨の申出があった。

平成16年11月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指 定 番 号	開 設 者	名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
5	周桑病院企業団	周桑病院企業団 公立周桑病院	東予市壬生川131 番地	平成16年 10月31日

○愛媛県告示第2219号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年11月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300158116	有限会社愛ミング・ ケアセンター	南宇和郡愛南町御荘 菊川283	森 下 淳 一	児童居宅介護	愛ミング・ケアセン ター	南宇和郡愛南町御荘 菊川283	平成16年 10月22日

○愛媛県告示第2220号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年11月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100166111	有限会社愛ミング・ ケアセンター	南宇和郡愛南町御荘 菊川283	森 下 淳 一	身体障害者居 宅介護	愛ミング・ケアセン ター	南宇和郡愛南町御荘 菊川283	平成16年 10月22日

○愛媛県告示第2221号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年11月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200192116	有限会社愛ミング・ ケアセンター	南宇和郡愛南町御荘 菊川283	森 下 淳 一	知的障害者居 宅介護	愛ミング・ケアセン ター	南宇和郡愛南町御荘 菊川283	平成16年 10月22日

○愛媛県告示第2222号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年11月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100167119	社団法人松山市シル バー人材センター	松山市若草町若草町 8-3	水 木 儀 三	身体障害者居 宅介護	松山シルバー北条居 宅介護事業所	北条市別府937番地 1	平成16年 11月1日
38000100168117	社団法人松山市シル バー人材センター	松山市若草町若草町 8-3	水 木 儀 三	身体障害者居 宅介護	松山シルバー中島居 宅介護事業所	温泉郡中島町大字大 浦3081番地2	平成16年 11月1日

○愛媛県告示第2223号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年11月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

事業者番号	指 定 居 宅 支 援 事 業 者			サービスの種類	指 定 居 宅 支 援 事 業 所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200193114	社団法人松山市シル バー人材センター	松山市若草町若草町 8-3	水 木 儀 三	知的障害者居 宅介護	松山シルバー北条居 宅介護事業所	北条市別府937番地 1	平成16年 11月1日
38000200194112	社団法人松山市シル バー人材センター	松山市若草町若草町 8-3	水 木 儀 三	知的障害者居 宅介護	松山シルバー中島居 宅介護事業所	温泉郡中島町大字大 浦3081番地2	平成16年 11月1日

○愛媛県告示第2224号

重信町南野田土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・若宮地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年11月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・若宮地区）計画書の写し
- (2) 重信町南野田土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成16年11月4日から12月2日まで

3 縦覧場所

東温市役所

○愛媛県告示第2225号

愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領様式第1号の規定は、平成17年度以降の格付けに係る建設工事入札参加資格審査申請について適用し、平成16年度の格付けに係る建設工事入札参加資格審査申請については、なお従前の例による。

平成16年11月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第3条関係)建設工事入札参加資格審査申請書

地方局建設部(土木事務所)名		許可番号		知事大臣()		第 号								
年度 建設工事入札参加資格審査申請書(一般)														
愛媛県知事		殿		年 月 日										
住所 商号又は名称 代表者氏名				(実印)										
1 商号又は名称	(ふりがな)	2 代表者氏名	(ふりがな)	3 代理人氏名										
4 主たる営業所	〒	市	町	番地 電話()-()-()										
5 その他の営業所	〒	市	町	番地 電話()-()-()										
	〒	郡	村	番地 電話()-()-()										
	〒	市	町	番地 電話()-()-()										
6 許可年月日	第1回の許可	年 月 日	直近の許可	年 月 日										
7 営業の沿革														
年 月 日														
年 月 日														
年 月 日														
8 営業年数	創業から 年 月まで 満 年(許可(登録)を受けてから満 年)													
9 昭和37年4月1日以降合併したもの	合併年月日	年 月 日	合併前の企業数	社	合併の方法 (該当するものを で囲むこと。)		吸収・新設							
10 資本金額	法人	資本金	千円	11 流動比率 $\left(\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \right) \times 100 = \%$										
	個人	自己資本	千円	12 前期繰越利益 (前期繰越損失)		千円								
		自己資本	千円	13 当期利益 (当期損失)		千円								
14 資本準備金+利益準備金+任意積立金の合計額	千円		15 欠損の額		対資本金 %									
16 建設業以外に行っている営業の種目 (該当するものを で囲むこと。)		農業、林業、漁業、運輸業、卸売・小売業、不動産業、その他()												
17 発注を希望する職種(印を記入すること。)														
土木	建築		舗装	電気	管	大工	左官	とび・土工	石	屋根	タイル・れんが・ブロック	鋼構造物	鉄筋	
一般土木	港湾	不燃												木造
しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設
18 許可を受けた建設業の種類(印を記入すること。)														
土木	建築	舗装	電気	管	大工	左官	とび・土工	石	屋根	タイル・れんが・ブロック	鋼構造物	鉄筋	しゅんせつ	
板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	

19 工事種類別発注者別完成工事高

(A) 直前第1年度(年 月から 年 月まで) 決算より

職種別	発注者別	公共(官公署、公団、公社等)					民間			合計	左記のうち 他の建設業 者に下請発 注した額
		元 請					元 請	下 請	小 計		
		国	愛媛県	市町村	その他	小計					
許可に係る 建設工事	土木一式工事	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	建築一式工事										
その他											
年 計											
上記のうち他の建設業者に下請発注した額											

(B) 直前第2年度(年 月から 年 月まで) 決算より

職種別	発注者別	公共(官公署、公団、公社等)					民間			合計	左記のうち 他の建設業 者に下請発 注した額
		元 請					元 請	下 請	小 計		
		国	愛媛県	市町村	その他	小計					
許可に係る 建設工事	土木一式工事	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	建築一式工事										
その他											
年 計											
上記のうち他の建設業者に下請発注した額											

(C) 直前第3年度(年 月から 年 月まで) 決算より

職種別	発注者別	公共(官公署、公団、公社等)					民間			合計	左記のうち 他の建設業 者に下請発 注した額
		元 請					元 請	下 請	小 計		
		国	愛媛県	市町村	その他	小計					
許可に係る 建設工事	土木一式工事	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	建築一式工事										
その他											
年 計											
上記のうち他の建設業者に下請発注した額											

20 法人役員、事業主、職員及び常用労務者数

経営業務管理責任者	土木	建築					計
	人	人	人	人	人	人	人
役員 職員	主任技術者						
	監理技術者						
	その他の技術者						
	事務職員	人 常用労務者					人

21 経営業務管理責任者の略歴

氏 名	年齢	最終学校・学科名 (卒業年月日)	法令による免許等 (名称・取得年月日)	監・主 の別	年3月末現在 経 験 年 月 数	建設工事 の種類
		(. .)	(. .)		年 月	
		(. .)	(. .)		年 月	
		(. .)	(. .)		年 月	
		(. .)	(. .)		年 月	

22 主要保有営業用機械器具

名 称	種 類	能 力	自 己 保有数	借用数			
					雇用保険	職 員 有 ・ 無	労務者 有 ・ 無
					健康保険	職 員 有 ・ 無	労務者 有 ・ 無
					中小企業退職金共済 加入状況	加入している	加入していない
					建設業退職金共済 加入状況	加入している	加入していない

23 労働福祉の状況(該当するものを で囲むこと。)

区分	災害発生件数	
	死亡事故	休業4日以上の災害
年度	件	件
年度	件	件
年度	件	件

24 労働災害発生状況

年度	災害発生件数	
	死亡事故	休業4日以上の災害
年度	件	件
年度	件	件
年度	件	件

25 主要取引金融機関名(該当するものを で囲むこと。)

	普通 ・ 当座
	普通 ・ 当座
	普通 ・ 当座

26 入札、見積、契約及び契約に基づく行為に使用する印鑑

使用印	実印

27 受注に関し特に要望する事項その他

--

28 技術者の略歴

氏 名	年齢 (生年月日)	最終学校・学科名 (卒業年月日)	法令による免許等 (名称・取得年月日)	監・主 別 の	監理技術者資格者証番号 (監理技術者資格者証有効期限)	在職期間	年3月末現在 経験年月数	建設工事 の種類	C P D S 取得単位数	マスター該当 (担当業種)
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~	年 月			
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~	年 月			
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~	年 月			
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~	年 月			
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~	年 月			
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~	年 月			
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~	年 月			
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~	年 月			
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~	年 月			
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~	年 月			
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~	年 月			
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~	年 月			
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~	年 月			
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~	年 月			
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~	年 月			
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~	年 月			
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~	年 月			
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~	年 月			
	(. . .)	(. . .)	(. . .)		第 号 (. . .)	年 月 ~	年 月			

29 過去3年間における請負金額が最高の工事の経歴及び工事種類別工事高

種 別	工 事 名	規模、寸法等	構造、型式等	発 注 者	請 負 金 額	着 工 年 月 日	完 成 年 月 日
道路工事	愛 媛 県					・	・
	他 官 公 庁					・	・
	民 間					・	・
河川工事	愛 媛 県					・	・
	他 官 公 庁					・	・
	民 間					・	・
港湾工事	愛 媛 県					・	・
	他 官 公 庁					・	・
	民 間					・	・
砂防工事	愛 媛 県					・	・
	他 官 公 庁					・	・
	民 間					・	・
建築工事 (非木造)	愛 媛 県					・	・
	他 官 公 庁					・	・
	民 間					・	・
電気工事	愛 媛 県					・	・
	他 官 公 庁					・	・
	民 間					・	・
管工事	愛 媛 県					・	・
	他 官 公 庁					・	・
	民 間					・	・
機械器具 設置工事	愛 媛 県					・	・
	他 官 公 庁					・	・
	民 間					・	・
(工 事)	愛 媛 県					・	・
	他 官 公 庁					・	・
	民 間					・	・

30 過去5年間の表彰受賞歴			31 I S O取得状況	
表彰の種類	受賞年月日	備考(業種)	I S Oの種類	取得年月日

32 障害者雇用状況				
申請日現在における常用雇用労働者数		A	人	
申請日現在における身体障害者又は知的障害者である常用雇用労働者の数		B	人	
障害者雇用率 $C = B \div (A \times 0.7 (\text{小数点以下切捨て})) \times 100$			%	
個別状況	身体障害者手帳等の番号		障害等級又は区分	
1				
2				
3				
4				
5				

33 地域貢献活動の状況(災害時における地域貢献活動を除く。)				
	活動の概要	主催者	活動期間	活動人数
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

34 災害時における地域貢献活動の状況				
	活動の概要	主催者	活動期間	活動人数
1				
2				
3				
4				
5				

- 注1 のある箇所は、記入しないこと。
- 注2 「21 経營業務管理責任者の略歴」及び「28 技術者の略歴」の、「監・主の別」の欄は、監理技術者となる資格を有している者は監と、主任技術者となる資格を有している者は主と記入すること。
- 注3 「28 技術者の略歴」の「CPDS取得単位数」の欄は、社団法人全国土木施工管理技士会が実施している継続的専門能力開発システムの取得単位数を記入し、「マスター該当(担当業種)」欄は、優秀施工者国土交通大臣顕彰受賞者について、担当業種を記入すること。
- 注4 「29 過去3年間における請負金額が最高の工事の経歴及び工事種類別工事高」の「()工事」の()内は、建築工事(木造)、とび・土工、鋼構造物、電気通信等の工事種別を記載すること。

○愛媛県告示第2226号

愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第3条の規定による普通河川のうち、次の普通河川を廃止する。

平成16年11月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

河 川 名	区 域
小支流 馬根川	右岸 北宇和郡三間町大字務田1231番1地先から同町大字務田1221番地先まで
	左岸 北宇和郡三間町大字務田1234番2地先から同町大字務田1242番地先まで

○愛媛県告示第2227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年11月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	広田双海線	伊予郡双海町大字上灘字宮ノ下甲743番9	平成16年11月2日
"	"	伊予郡双海町大字上灘字組界甲821番5から同大字字沖ノ前甲427番2まで	"

○愛媛県告示第2228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年11月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	長浜保内線	喜多郡長浜町大字下須戒甲840番10から同大字甲846番4まで	旧	メートル 8.6～18.8	キロメートル 0.262	
			新	11.2～28.7	0.262	
"	"	喜多郡長浜町大字穂積甲732番4から同大字乙188番2まで	旧	4.9～17.8	0.512	
			新	9.4～48.9	0.512	
"	"	喜多郡長浜町大字穂積甲703番5から同大字甲694番2まで	旧	5.1～10.4	0.341	
			新	10.1～17.6	0.341	

○愛媛県告示第2229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年11月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜保内線	喜多郡長浜町大字下須戒甲840番10から同大字甲846番4まで	平成16年11月2日
"	"	喜多郡長浜町大字穂積甲732番4から同大字乙188番2まで	"

"	"	喜多郡長浜町大字穂積甲703番5から 同大字甲694番2まで	"
---	---	-----------------------------------	---

○愛媛県告示第2230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年11月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	肱川公園線	喜多郡五十崎町大字平岡乙328番10から 同郡内子町知清995番2まで	旧	メートル 3.9～9.8	キロメートル 0.215	
			新	8.3～28.6	0.215	
"	"	喜多郡内子町知清979番3から 同町知清978番2まで	旧	4.9～11.8	0.022	
			新	10.4～14.7	0.022	
"	"	喜多郡内子町知清977番2から 同町知清244番2まで	旧	4.3～23.3	0.283	
			新	7.7～28.8	0.283	

○愛媛県告示第2231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年11月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	肱川公園線	喜多郡五十崎町大字平岡乙328番10から 同郡内子町知清995番2まで	平成16年11月2日
"	"	喜多郡内子町知清979番3から 同町知清978番2まで	"
"	"	喜多郡内子町知清977番2から 同町知清244番2まで	"

○愛媛県告示第2232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年11月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	蔦淵下波線	宇和島市蔦淵1001番2から 同市蔦淵988番1まで	平成16年11月2日

○愛媛県告示第2233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年11月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町御荘深泥714番3から 同町御荘深泥708番5まで	旧	メートル 4.4～14.0	キロメートル 0.163	
			新	8.2～66.2	0.143	

○愛媛県告示第2234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年11月2日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	猿鳴平城線	南宇和郡愛南町御荘深泥714番3から 同町御荘深泥708番5まで	平成16年11月2日

○愛媛県告示第2235号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年11月2日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
16松局伊土検（開）第35号 平成16年10月21日	伊予市下吾川字北野398番10	伊予市上吾川甲35番地1 芳我不動産 代表者 芳我孝義

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年11月2日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年10月20日	特定非営利活動法人 見廻りネットワーク	山崎幸敏	愛媛県大洲市常盤町120番地	この法人は、大洲市及びその周辺地域の高齢者・障害者に対して、困った時はお互い様の精神のもとにいつでもどこでも誰でも地域で自分らしく暮らせる様に、安心と安全を提供する事業を行いながら、地域福祉の向上を図り、公益に寄与することを目的とする。

○公 告

平成17年度及び平成18年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に加わろうとする者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法等を、次のとおり定めた。

平成16年11月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 工事種別

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 大工工事
- (4) 左官工事
- (5) とび・土工・コンクリート工事
- (6) 石工事
- (7) 屋根工事
- (8) 電気工事
- (9) 管工事
- (10) タイル・れんが・ブロック工事
- (11) 鋼構造物工事
- (12) 鉄筋工事
- (13) 舗装工事
- (14) しゅんせつ工事
- (15) 板金工事
- (16) ガラス工事
- (17) 塗装工事
- (18) 防水工事
- (19) 内装仕上工事
- (20) 機械器具設置工事
- (21) 熱絶縁工事
- (22) 電気通信工事
- (23) 造園工事
- (24) さく井工事
- (25) 建具工事
- (26) 水道施設工事
- (27) 消防施設工事
- (28) 清掃施設工事

2 建設工事に係る競争入札等に加わることができない者

- (1) 当該競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実のあった後2年を経過しないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

3 資格

- (1) 競争入札等に加わることができる者は、次のいずれか

に該当する者とする。

ア 愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和39年7月愛媛県告示第607号。以下「業者選定要領」という。)第2条の規定による等級別格付け(以下「格付け」という。)をされた者

イ 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱(平成6年11月愛媛県告示第1275号。以下「共同企業体要綱」という。)第12条第2項において例によることとされる業者選定要領の規定による格付けをされた経常建設共同企業体

ウ 共同企業体要綱第5条から第9条までに定める資格要件を満たすものとして、共同企業体要綱第11条第2項の通知を受けた特定建設工事共同企業体(特定建設工事共同企業体加わることができる競争入札等の場合に限る。)

- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 資格審査を申請する日前2年間に於いて、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

4 申請の時期

平成16年11月8日(月)から12月17日(金)までの執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)とする。

なお、その後も、随時申請を受け付けるが、この場合には、競争入札等に間に合わないことがある。

また、特定建設工事共同企業体に係る申請は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告の日以後に受け付ける。

5 申請書類の請求先、提出先及び提出方法

- (1) 請求先

県ホームページのえひめの土木

(<http://www.pref.ehime.jp/doboku2/index.htm>)からダウンロードするか、又は別表の提出先に請求する。

- (2) 提出先及び提出方法

別表の提出先に持参して提出するものとする。

- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体に係る申請書類の請求先及び提出先は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告に定めるところによる。

6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

- (1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとする者の取扱い

- (1) 特定調達契約(愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年愛媛県規則第69号)第

1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札等に加わろうとする者は、申請書類を提出する際に、特定調達契約に係る競争入札等参加表明書(様式第1号。以下「参加表明書」という。)を提出すること。ただし、申請書類を提出した後において、特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとするときは、随時、参加表明書のみを提出すること。

- (2) 参加表明書を提出した者には、資格の審査結果を特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書(様式第2号)により通知する。

8 資格の効力

資格は、平成17年度及び平成18年度の建設工事に係る競争入札等について効力を有する。ただし、特定建設工事共同企業体に係る資格は、当該特定建設工事共同企業体を結成して加わろうとする競争入札等について効力を有する。

9 平成19年度及び平成20年度の資格審査

平成19年度及び平成20年度の建設工事に係る競争入札等に加わろうとする者の資格については、平成18年9月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

10 問い合わせ先

愛媛県土木部管理局土木管理課建設業係
〒790 8570
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号(089)941 2644

別表（5 関係）

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県土木部管理課 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089 - 941 - 2111（内線2644）	県外及び測量・建設コンサルタント等
愛媛県西条地方局四国中央土木事務所事業管理課 〒799 - 0404 四国中央市三島宮川四丁目6番53号 電話番号 0896 - 24 - 4455（内線255）	四国中央市
愛媛県西条地方局建設部管理課 〒793 - 0042 西条市喜多川796番地1 電話番号 0897 - 56 - 1300（内線407）	新居浜市及び西条市（旧東予市及び旧周桑郡の区域除く。）
愛媛県西条地方局丹原土木事務所用地管理課 〒791 - 0508 西条市丹原町池田1611番地 電話番号 0898 - 68 - 7004（内線212）	西条市（旧東予市及び旧周桑郡の区域に限る。）
愛媛県今治地方局建設部管理課 〒794 - 0042 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898 - 23 - 2500（内線262）	今治市及び越智郡
愛媛県松山地方局建設部管理課 〒790 - 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 - 941 - 1111（内線418）	松山市、北条市、東温市及び温泉郡
愛媛県松山地方局久万土木事務所用地管理課 〒791 - 1201 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 電話番号 0892 - 21 - 1210（内線415）	上浮穴郡
愛媛県松山地方局伊予土木事務所用地管理課 〒799 - 3113 伊予市米湊269番地 電話番号 089 - 982 - 1205（内線405）	伊予市及び伊予郡
愛媛県八幡浜地方局大洲土木事務所事業管理課 〒795 - 8504 大洲市田口甲425番地1 電話番号 0893 - 24 - 5121（内線304）	大洲市及び喜多郡
愛媛県八幡浜地方局建設部管理課 〒796 - 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 - 22 - 4111（内線406）	八幡浜市及び西宇和郡
愛媛県八幡浜地方局西予土木事務所事業管理課 〒797 - 0015 西予市宇和町卯之町四丁目445番地 電話番号 0894 - 62 - 1331（内線284）	西予市
愛媛県宇和島地方局建設部管理課 〒798 - 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 - 22 - 5211（内線407）	宇和島市及び北宇和郡
愛媛県宇和島地方局御荘土木事務所用地管理課 〒798 - 4194 南宇和郡愛南町御荘平城3048 電話番号 0895 - 72 - 1145（内線233）	南宇和郡

様式第1号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

年 月 日

愛媛県知事

殿

郵便番号 -

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者又は個人の氏名

印

電話 () -

番

参加を希望する工事種別

様式第2号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名 殿

愛媛県知事



1 資格の有無

工 事 種 別	資 格 の 有 無

2 有効期間

年 月 日から 年 月 日まで

正 誤

○正 誤

平成16年10月22日付け第1603号愛媛県教育委員会告示第15号（平成17年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項）中

ページ	箇所	誤	正
1071	上から23行目	この場合において	この場合において、